

令和3年7月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和3年8月4日（水）

午後1時30分～午後2時30分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和3年7月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和3年8月4日（水） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（10人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 ~~5番 入口 政隆~~
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 ~~10番 宮崎 幸二~~ 11番 山田 定稔
~~12番 小高 陽子~~ ~~13番 土川 浩子~~ 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 5番 入口 委員、10番 宮崎 委員、12番 小高 委員、13番 土川 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 14番 迎 広子 委員 2番 松本 充司 委員

第2 議案第19号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
(大島地区)

議案第20号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
(納島地区)

第3 その他

- ・ 農業者等との意見交換会ならびに意見の提出について
- ・ 地区別農業委員会委員研修会について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和3年7月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、入口 政隆 委員、宮崎 幸二 委員、小高 陽子 委員、土川 浩子 委員が都合により欠席で、川村 泰二 推進委員は都合により遅れるそうですが、農業委員の出席は10名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
それでは、始めたいと思います。本日は8月に入って7月の総会ということでこの前もお話ししましたように新型コロナの発生で27日に開催できなかったものを本日もお話ししたいと思います。この炎天下で、みなさん大変お疲れだと思いますので、十分に体に気を付けて頑張ってくださいと思います。それでは、さっそくですが始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。
それでは指名いたします。14番 迎 広子 委員、2番 松本 充司 委員 をお願いします。

続きまして、日程第2 議案第19号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について(大島地区)」を議題とします。

それでは、大島地区から事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第19号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で皆さんに地図で事前確認していただき、その時点から6筆を対象から外しております。それに加えて現場確認時に3筆追加がっております。7月13日(火)に松山会長 外6名の委員で現場確認をしていただいた、大島郷一円の10筆、総面積〇〇〇㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目の対象地リストのとおりとなります。現況については写真を見ながら確認していただいたうえで、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

それではまずリストの1番から3番です。字段之上ですが、海岸沿いの3筆を当日、現地確認にて追加しております。

(小字ごとに電子黒板で確認：神之平～齊言之平)

以上で議案第19号についての説明を終わります。

松山会長： 皆さんの方から何かご質問ございませんか。

(特になし)

ないようですので、原案通り、認めるということでよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。

それでは、非農地判断ということで許可したいと思います。

次に、議案第20号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について（納島地区）」をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第20号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で皆さんに地図で事前確認していただきまして、当日確認時に2筆の追加がっております。7月6日（火）に松山会長 外5名の委員で現地確認をしていただき、納島郷一円の9筆、総面積〇〇〇㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細につきましては、2枚目の対象地リストの通りとなります。現況については写真を見ながら確認していただいたうえで、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

それでは画面を見ながら、確認したいと思います。

(小字ごとに電子黒板で説明：田手ノ浦～大川原)

続いて、8番 字縄切△△△番です。これは、調査当日で追加になった分です。位置的には、海岸沿いです。この場所も松が生えてきて、数年後には原野から山林化する可能性があるのですが、非農地判断として良いのではないかと思います。最後の9番 字大畑ケ □□□番です。この場所も調査当日で追加になった分ですが、先ほどと同様、松の

木が生えてきておりました。

以上で、議案第20号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局から説明がありましたけれども、皆さんの方から何かご質問ございませんか。

(特になし)

ないようでしたら非農地判断ということでよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。
それでは非農地ということで許可したいと思います。

続きまして、日程第3 その他についてを議題とします。
事務局よりお願いします。

北村局長： 日程表には書いていませんが、事務局から2点ほどお話ししたいと思います。
まず、手元にお配りしている資料です。昨年度は、人・農地プランの実質化の都合で3月に開催しましたが、例年は1月に開催しております「農業者等との意見交換会」につきまして、今年度は、長崎県農業会議の方針で、別紙のとおり8月までの開催となっております。順番に資料の要点だけ、かいつまんでいきたいと思っております。

(『農委法第38条による「意見の提出」に向けた「農業者等との意見交換会」の実施並びに農業会議の意見書提出に係る調査の実施について』の説明)

資料は戻りまして一枚めくっていただきますと、全国農業会議所が作成した実施要領があります。

(『「農業者等との意見交換会」実施要領』の説明)

その次に、意見交換会の参考資料があります。今、読みましたテーマ別に目的、現状などが記載されています。

(『「農業者等との意見交換会」参考資料の説明』)

以上のようなことを参考に意見交換してはどうでしょうかということがこの資料で

示されております。全国規模では、以上のようなテーマが挙げられておりますが、長崎県農業会議管内では、別に一枚紙の両面印刷の調査表のように重点項目を絞り込んでいます。

（「令和3年度農業会議の意見書提出に係る調査表」の説明）

ということで農業会議の方からは示されております。

参考として、昨年度の県知事あてに提出された意見書を添付しております。例えば「(3) 制度外貸付農地の対策にかかる取り組みの強化」について、

（「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の説明）

という意見に対して、別添で県の農林部長からの回答が来ておりますが、

（「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見への回答について」の説明）

このように、各農業委員会から出された意見が、農業会議で集約されて、国や県に提出される流れとなります。県でも収まらない案件だったら、国まで行くような意見もあるかもしれませんが、大体メインは県への要望・意見の集約をするために、年に1回は農業者等との意見交換会を開催しようということなのです。

つきましては、今年度から意見交換会を8月までに開催して農業者からの意見を集約して提出することとされていますが、稲刈りなどでスケジュール的に困難だと思われるので、今回については、昨年度分として3月に開催した意見交換会の際には、特に農業者からの意見は出なかったのですが、小値賀町農業委員会としての意見があれば、それを提出することにしたいと思っておりますので、先ほどの「意見書提出に係る調査表」について、ご意見やご提案がございましたら、次回8月総会の際に審議したのち、提出いたしますので、8月19日（木）までに事務局にお持ちいただきたいと思っております。

もう1件は、資料はございませんが、地区別農業委員会委員研修会の件です。昨年も9月の総会に合わせて、農業会議と県の方から、オブザーバーが来て、研修会を開いていただきましたけれども、今年も去年と同様にあまりコロナの状況が思わしくありませんので、また個別に当町の方に来ていただいて、研修会がある予定になっております。

日程も既に決められておまして、9月24日の金曜日、昨年と同様、総会が終了後この会議室で研修会となる予定ですので、9月総会は9月の24日で、余程の事情がない限り、予定していただきたいと思っております。

北村局長： 事務局からは以上ですので、次回の総会の日程を決めていただければと思います。

松山会長： 8月の総会ですが、今日も8月ですけども、本日は7月分ということで行っております。事務局の方はどうですか。

北村局長： 事務局としては、次回は中間管理の案件がでてきますので、月末から3日開けて26日くらいだと思っているのですが、31日・30日・27日まで開けて、26日以前がいいです。

松山会長： 26日は大島が往診日になっているので、8月25日（水）はいかがですか。

（特になし）

何も無いようでしたら、25日で総会日程を決めたいと思います。13：30からです。

北村局長： 総会当日は、中間管理の案件だけの予定ですので、急ぎの案件が入ってこない限り、現場確認はないものと思います。

松山会長： では、8月の総会は25日（水）13：30からということでお願いします。その時に、農地パトロールの図面提出をお願いします。

本日の議題は以上ですが、みなさんの方から何かございますでしょうか。

松本代理： はい。毎回の総会でこれだけの資料を準備するのも、事務局も大変だと思うんですけど、委員さんにタブレットを渡して、タブレットを見ながら議案を審議するというにことにすれば事務局も助かりますし、経費も削減されると思います。タブレットを買うような予算はつかないのですか。

北村局長： タブレット使用は、全国的に農業委員会で動きがありますが、農地パトロールまで使用できるように、一人一台持つてという動きがあるのですが、そういうシステムを入れると1台20～30万くらいまだかかるようです。長崎県内でも今年度、試験的に2、3市町導入するらしいので、来年・再来年くらいにそれが回ってこないだろうかとは思っています。

松本代理： かなり事務局も省力化にはなると思います。農協の役員会議など全部タブレット使用でした。はい、わかりました。ゆくゆくはあと何年後かには、タブレットを使うようになっていくのですね。

北村局長： まあ、その動きはあります。

松本代理： それと、もうひとついいですか。意見交換会のことですが、毎回、農業委員・関係機関よりも認定農業者の方が少なくなっているの、それを何とか変えていかないといけないと思うし、そういうことを考えてもっと農業者が来て集まるようになるようないい方法はないものでしょうか。

松山会長： 皆さんの方から、お願いします。

川村推進委員： 昼間は無理です。

松本代理： 昼間は時間的なものもあると思います。

北村局長： 昔のように夜集まっていたいて、ということを一回試してみるのも必要なことですかね。

松本代理： 時期的に8月は無理でしょうね。

松山会長： 8月はとにかく事務局長とも話しましたが、早期米の場合、稲刈り等が入ってくるものですから、それに加えて農地パトロールをするととなると、とても無理です。

松本代理： 川村さんが先ほど言ったように、意見交換会の時間を昼間ではなくて、そういうことを踏まえて、より皆が集まるようなことをしなければいけないのではないですかね。

北村局長： 時期的には、今年も例年どおり、1月の開催が良いのかと会長と話しているのですが、年末年始もあって、だいたい1月ぐらいが一番、何とか日程が取れそうな感じですかね。とりあえず例年どおり1月の開催を目標に準備を進めていきたいと思います

松山会長： 他にないですか。

川村推進委員： ひとついいですか。中間管理機構を通して畑を借り手が返してきたという例があるようですが、農業者と話しをしてみると、近周りの畑が空いてきて、それを借りられるから、遠い場所で小さいのは返していきたいという人がでてきているんですね。そういう時に中間管理機構を通して貸して借りて、中間管理機構側は借り手がいなければ3年間ぐらい管理をしてということだったと思うのですが、前回、▲▲▲さんの件がありましたよね。ああいう感じでできた場合に、その3年間の管理はどこがするのですか。明確にしておかないと、あやふやだとみんな困ると思います。

北村局長： 基本、制度設計上は中間管理機構に預けているので機構が保全管理をします。小値賀町でいえば、機構からの作業委託・事務委託を担い手公社が請け負っていますの

で、公社がそこまで管理するという流れではあります。

川村推進委員： それも間違いなく、担い手公社がするという事になっているのですね。

北村局長： その保全管理の程度もいろいろありまして、次に借り手が決まったら借り手との話し合いで耕起までやって、また新たな人に貸すとか、状況によってなんですけど3年間毎年きれいに耕して、保全管理というわけでもないようなのです。

川村推進委員： こちらはもう返したいといった時には、簡単に返せるものなのですか。

松山会長： 返しはできると思います。中間管理機構との契約ですから、中間管理機構は地主との契約で借りて、借り手は中間管理から借りているようになっていますので返すのは返せると思いますが、中間管理機構に預ける土地は、相対で誰か耕作する人がいないと中間管理機構は預からないという感じです。預けたくても、もう誰も耕作できないところは担い手公社が受け付けてくれないです。

松本代理： 今、事務局長や会長がいうように、そういう事例がでてきた場合には、中間管理機構は、3年間は次の借り手が見つかるまでは管理するという事になっています。町が中間管理機構の事務委託を担い手公社に受けてもらうことにしていますが、そのような人が増えてきた場合には、公社と中間管理機構とで年間どれくらい草刈りをするのか把握して、いくらぐらい必要という話をしなければならなくなってくると思います。

川村推進委員： 返したいと考える人が増えてこないようにするためには、中間管理機構を介して契約はきちんとしているので、その契約期間は、やっぱりきちんとしてもらわないと困りますよと、注意するようにしないといけないと思うのですが。

松山会長： 作れなくなったらしょうがないでしょうけれども、普通ならその期間中は作ってもらわなければいけないです。よほどの理由で作れなければ仕方ないと思います。

松本代理： 今まで家の近くに畑がなく遠くまで行っていたけど、近くの畑が空いたので向こうを返してこっちを作るということをや、やっぱり管理上この方がだいぶ仕事しやすくなったと、そういうことがでてくると思うけれど、例えば、それを全部受け入れたとしても、遠い所の畑は荒れさせてしまうのですから、どうしてもこちら側は作るよ、あちらは返すよという理由に対して、これは認められませんよというふうには、ある程度の線引きをしておかないと、全部がそうになってしまうのではなかろうかと思うのです。その辺は中間管理機構では何もわからないから、それを農業委員会の中でこういった所もあるとか、当然解約の話は出てくると思います。

松山会長： 今後、解約は多くなると思います。耕作者も年齢があがっていきますし、空いた土地がかなりできておりますので、利用しやすいところをみんな利用するということになってしまいます。

松本代理： それは、遠いところは返して、まとまった農地を持った人の所に集約させるために解約しますとか、正当な理由があれば、できるのでしょうか。

松山会長： そのための中間管理機構と思います。集積・集約化を目的にですね。担い手に8割程度を任せるということになっていきますので、そこはもう一度調べてみないとわからないと思いますが、中間管理機構、事務委託受け手の担い手公社とも話しをしてみないとわからないですね。

農業委員会としては、法律に則り、仕事をしていくしかありません。

北村局長： 担い手公社を経由して機構に内規的なものがないのかどうか調べて、次回の総会でお伝えしたいと思います。

松山会長： 他にないでしょうか。

何もないようでしたら、本日の総会はこれで終わりたいと思います。次回の総会は8月25日をお願いします。どうもありがとうございました。